



第4 要介護認定関係情報の提供を受けることができる者（以下「請求者」という。）は次に掲げる者とする。

- (1) 本人と居宅介護サービスの提供に係る契約を締結している指定介護支援事業者等に勤務し、要介護認定関係情報の提供を受けることについて本人の同意を受けている介護支援専門員等
- (2) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結している指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設・介護医療院（以下「介護保険施設」という。）に勤務し、要介護認定関係情報の提供を受けることについて本人の同意を受けている介護支援専門員

（請求等手続）

第5 要介護認定関係情報の請求は、請求者が当該請求者の事業所に所属する介護支援専門員を申請者に任命し、栃木市要介護（要支援）認定資料開示請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）原本を市へ提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定により請求書を提出するにあたり、申請者本人の身分を証明するため、介護支援専門員証又は市長が必要と認めるもの（以下「身分証明書等」という。）を提示しなければならない。

3 申請者は、要介護認定関係情報の提供を受けるにあたり、申請者本人の身分証明書等を提示し、受領者の署名をしなければならない。なお、申請者以外の者（以下「代理人」という。）が個人情報提供を受ける場合は当該請求者の事業所に所属する職員に限るものとする。

（部分提供）

第6 市は、個人情報の請求にかかる要介護認定関係情報に本人以外がある場合、又は識別され、又は識別される情報が記録されている箇所がある場合、当該箇所を容易に、かつ、情報提供制度の趣旨を損なわない範囲で分離することができるときは、当該箇所を除いて提供するものとする。

（請求に対する決定等）

第7 市は、第5の請求があった日から起算して5日以内に提供の可否について決定するものとする。

（提供の方法等）

第8 市は、第7の規定により要介護認定申請関係情報を提供する旨の決定を行ったときは、速やかに、請求者に対し、当該介護認定関係情報を提供するものとする。

2 要介護認定関係情報の提供は、閲覧又は写しの交付により行うものとする。

3 前項に規定する閲覧により要介護認定関係情報の提供を受ける者は、当該要介護認定関係情報が記録されている文書を丁寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し又は破損してはならない。

4 市は前項の規定に違反する者に対し、当該介護認定関係情報が

記録されている文書の閲覧を中止させることができる。

- 5 市外事業所所属の者への要介護認定関係情報の交付については、その者が所属する事業所の申請者あてに郵送し、交付することができる。この場合において郵送料は申請者が負担するものとする。

(情報提供を受けた者の遵守事項)

第9 要介護認定関係情報の提供を受けた者(以下「提供を受けた者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた要介護認定関係情報を本人の介護サービス計画の作成(サービス担当者会議の開催を含む。)以外の目的に使用しないこと。
- (2) 文書による市の同意を得ることなく、提供を受けた要介護認定関係情報(複写し、又は複製したものを含む)を本人及び本人以外の者に知らせ、又は提供しないこと。
- (3) 提供を受けた要介護認定関係情報は厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、当該要介護認定関係情報を紛失又は破損した場合は、直ちに市に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 本人との居宅介護サービス又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた要介護認定関係情報を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該要介護認定関係情報(複写し、又は複製したものを含む。)を適正に廃棄すること。
- (5) 市から要介護認定関係情報の提示又は提出、若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じること。

- 2 請求者は、第5条の請求を行うに際しては、前項各号に規定する事項の遵守をあらかじめ約するものとする。

(遵守事項違反に対する措置)

第10 本要領に基づき認定資料の提供を受けた事業者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、当該事業者について以降の認定資料の提供を拒否及び違反事項を事業所所在地の都道府県知事に通知することができる。

(費用の負担)

第11 提供に係る手数料は、無料とする。

- 2 郵送による交付を希望する場合には、郵送にかかる実費は、申請者の負担とする。

(補足)

第12 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は令和5年4月1日より施行する。